

# 令和 年度給与支払報告書(総括表)

1月31日までに提出してください。

※ 指 定 番 号

--

群馬県下仁田町長 あて

令和 年 月 日提出

給与の支払期間	令和 年 月 分から 月 分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	(右詰で記載)		
フリガナ	事業種目		
給与支払者の氏名又は名称	受給者総人員 (他市町村分も含む) 人		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	特別徴収対象者 人		
フリガナ	普通徴収対象者 (退職者) 人		
同上の所在地	普通徴収対象者 (退職者を除く) 人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	報告人員の合計 人		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課 係 氏名 (電話)	税務署 所轄税務署名	税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)	給与特徴 納入書の送付	必要 不要

\* 印字された給与支払者情報等に、漏れや変更等がある場合は、朱書きで訂正してください。

\* の欄は記入しないでください。

## 給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項

- この給与支払報告書(以下「報告書」という。)は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。  
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 提出期日まで  
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の提出期日まで
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側に1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合は、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、下仁田町に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者(退職者)」欄には、下仁田町に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、下仁田町に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- 給与支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

# 普通徴収切替理由書 兼 仕切書

※ 指 定 番 号

--

群馬県下仁田町長 あて

令和 年 月 日提出

特別徴収義務者名		
符号	普通徴収該当理由	人 数
普 A	総受給者数が2人以下の事業者(総受給者数=「受給者総人員」-「下記普B~普F該当人数」)	人
普 B	他の事業所で特別徴収が行われている者(乙欄該当者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない者(年間の給与支給額が93万円以下)	人
普 D	給与の支払が不定期である者	人
普 E	事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)	人
普 F	退職者(休職者を含む)及び退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収対象者合計人数(総括表の「普通徴収対象者」欄の人数と一致します)		人

## 普通徴収切替理由書兼仕切書の記載にあたっての留意事項

- この「普通徴収切替理由書兼仕切書(以下「切替理由書」という。)は、当面、普通徴収を認める基準(普A~普F)を示すものです。
- 上記理由(普A~普F)に該当する場合は、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。
- 普通徴収に該当する者がいる場合は、給与支払報告書と一緒にこの切替理由書を提出してください。(切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。)  
また、普通徴収に該当する者の「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に、必ず上記符号(普A~普F)を記入してください。
- 符号「普C」の()内の「年間の給与支給額」は、93万円となります。  
また、下仁田町以外の市区町村については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。
- e L T A Xで提出する場合も、同様に個人別明細書の摘要欄に上記符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。(当理由書の提出は不要です。)